

# 一時保育のてびき

一時保育とは、保護者などのパート就労や疾病、出産及び育児リフレッシュなどの理由により一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育する制度です。

## 1 内容について

### (1) 保育内容について

- ① 断続的な保育は、保護者等のパート就労などにより、家庭における保育が断続的に困難となる児童を保育します。
- ② 緊急保育は、保護者の疾病・出産、冠婚葬祭、裁判員制度に伴う裁判員などにより、緊急・一時的に家庭における保育が困難となる児童を保育します。
- ③ 育児リフレッシュ保育は、保護者の育児に伴う心理的、肉体的負担を解消する（育児リフレッシュ）などの理由により保育を必要とする児童を保育します。

### (2) 対象児童について

対象児童は、原則として生後6か月からの就学前児童です。

- ① 断続的な保育の対象児童は、上記保育内容①に該当する児童で、週3日を限度としてお預かりします。
- ② 緊急保育の対象児童は、上記保育内容②に該当する児童で、実際に利用する日から14日間を限度としてお預かりします。
- ③ 育児リフレッシュ保育対象児童は、上記保育内容③に該当する児童で、週3日を限度としてお預かりします。
- ④ 一時保育の1日あたりの利用人数は、各園により異なりますので、各区保健福祉課にお問い合わせください。
- ⑤ ただし、利用人員及び保育士の配置状況等により、利用を制限することがあります。また、保育所（園）での行事等（生活発表会・園外遠足他）により、利用できない日もありますのでご注意ください。
- ⑥ 幼稚園に通園している児童は、緊急保育の場合のみ、お預かりします。
- ⑦ 市外に居住している児童は、緊急保育の場合のみ、お預かりします。

### (3) 保育時間について

- ① 原則として午前9時から午後5時までですが、ご都合のつく方は、できるだけ早めに迎えに行ってください。
- ② 日曜日、祝日および年末年始（12月29日～1月3日）はお休みです。
- ③ その他災害、伝染病の発生など非常のときは、休所します。

### (4) 給食について

- ① 3歳未満の児童は完全給食とおやつです。
- ② 3歳以上の児童はおかず（副食）とおやつですので、主食（ごはん・パンなど）をもたせ

てください。

(5) 安全と健康管理について

- ① 保育所では、送り迎えはいたしませんので、保護者の方が責任をもって行ってください。
- ② 保育所内で発病したり、事故があったときには、医師の診断・治療など応急の処置をとり、保護者の方に連絡しますので、緊急時の連絡先を保育所に知らせておいてください。

(6) 保育料について

- ① 3歳未満児は日額2,000円、3歳以上児は日額1,500円です。  
(生活保護世帯等は年齢に関係なく500円(給食費等)です。)
- ② 利用料は、登録する年度初日(4月1日)の年齢により決定します。
- ③ 預ける時に、お支払いください。
- ④ おむつのいる方は、持参してください。

(7) その他

当日の利用人数により、一時保育専用の保育室で一時保育を実施する場合と、一般入所している児童と同じ保育室で一時保育を実施する場合があります。

## 2 利用について

(1) 断続的な保育利用について

- ① 「一時保育申込書」に必要事項を記入し、利用する日の1週間前までに住所区の区役所保健福祉課に申請してください。なお、印鑑、母子手帳、健康保険証、子ども医療証を持参してください。
- ② 断続的な保育利用は、登録制(有効期限3月末日)のため、更新される方は3月25日までに、区役所保健福祉課に再申請してください。
- ③ 勤務の変更などにより「一時保育申込書」の内容が変わるときは、1週間前に保育所に連絡して下さい。
- ④ 雇用証明書を提出していただく場合もあります。

(2) 緊急保育利用について

- ① 利用の都度、「一時保育申込書」に必要事項を記入し、利用する前日までに住所区の区役所保健福祉課に申請してください。なお、印鑑、母子手帳、健康保険証、子ども医療証を持参してください。
- ② 緊急時の場合は、実施保育所でも受け付けすることができます。

(3) 育児リフレッシュによる利用について

- ① 「一時保育申込書」に必要事項を記入し、利用する日の1週間前までに住所区の区役所保健福祉課に申請してください。なお、印鑑、母子手帳、健康保険証、子ども医療証を持参してください。
- ② 育児リフレッシュ保育利用は、登録制(有効期限3月末日)のため、更新される方は3月25日までに、区役所保健福祉課に再申請してください。
- ③ 利用目的の変更などにより「一時保育申込書」の内容が変わるときは、1週間前に保育所に連絡して下さい。

(4) 施設等利用給付認定を受けている場合の利用について

利用する最初の日、幼児教育・保育の無償化対象（施設等利用給付認定）であることを保育所にお伝えください。

(5) 複数園での一時保育の利用について

以下の①②の事由に該当する場合、追加（1園に限る）の登録（利用）が可能とします。

ただし、各利用サービスにおいて決められた日数（週3日）を超えて利用することはできません。

なお、利用手続きについては、児童の健康状態、アレルギーの有無など園が正確に把握する必要があるため、追加園の登録及び面接の手続きは、別途通常通り行うことになります。

① すでに一時保育を利用している保育園の職員配置等の理由により、毎日一定期間の利用ができない。

② 数か月後の一般入所を見据え、体験を踏まえた複数の保育園の利用希望がある。